

第 176 回 定時株主総会招集ご通知



日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北ガスグループ本社ビル 2階

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

目 次

第176回定時株主総会招集ご通知	1
取り組みの紹介（女性活躍）	4
事業報告	6
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	31
株主さまインフォメーション	38

株主の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
株主総会当日のご来場については事前登録制
（お申込先着順100名）とさせていただきます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または
インターネット等により議決権を事前に行使
することができます。

北海道瓦斯株式会社

証券コード 9534

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、昨年に引き続きやむを得ない対応とはなりますが、会場にご用意できる席に限りがあります。(100名限定)

また、株主さまの声を当社グループの事業活動に反映させていきたいと考えておりますので、ご意見・ご質問等がございましたら事前に当社までお寄せいただきますようお願いいたします。

- ・当日のご来場につきましては、事前登録制とさせていただきます。ご来場を希望される株主さまは、同封の出席申込書に必要事項をご記入の上、ご返送ください。なお、お申込先着順とさせていただきます。(定員100名)
- ・事前登録が完了した株主さまには「ご出席票」を郵送しますので、ご来場時に会場受付にご提出ください。

●申込期限 2022年6月15日(水) 到着分まで

- ・事前のご意見・ご質問等につきましては、電子メールまたは書面にてお寄せください。株主さまから多くお寄せいただいたご質問につきましては、株主総会にてご回答させていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

●受付期間 2022年6月1日(水) から2022年6月17日(金) 17時まで

●電子メールの送信先 kg-ml-kabushiki@kitagas.com

●書面の送付先 〒060-8530 札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北海道ガス株式会社 総務人事部 総務グループ

●ご連絡内容 ①株主番号 ②お名前 ③ご意見・ご質問の内容

- ・株主総会当日の事業報告動画を当社ウェブサイトにて先行配信いたします。
- ・後日、株主総会当日の様子を当社ウェブサイトにて動画配信いたします。ご意見・ご質問等がございましたら当社までお寄せいただきますようお願いいたします。

インターネットによる株主総会の動画配信のご案内

●事業報告の映像 2022年6月16日(木) 17時より配信予定

●株主総会の模様 2022年6月29日(水) 17時より配信予定

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/>



※当社ウェブサイトのIRライブラリに当期の決算説明資料が掲載されておりますので、あわせてご覧ください。

- ・当日は、検温やマスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒等のご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただく場合があります。
- ・今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更がある場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・本年の施設見学会については、中止とさせていただきます。

証券コード9534
2022年6月2日

株主各位

札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北海道瓦斯株式会社
代表取締役社長 大槻 博

第176回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第176回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁に記載のご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに、書面またはインターネット等により事前行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北ガスグループ本社ビル 2階 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第176期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |

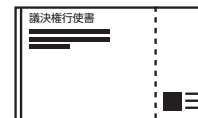
議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



開催日時 2022年6月24日(金)
午前10時

同封の議決権行使書用紙および事前にご送付する「ご出席票」をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、本冊子をご持参ください。



株主総会にご出席されない場合

<郵送で議決権を行使される場合>



行使期限 2022年6月23日(木)
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご投函ください。

<インターネットで議決権を行使される場合>



行使期限 2022年6月23日(木)
午後5時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照の上、議案に対する賛否をご送信ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

【ご注意事項：議決権の重複行使について】

- ① 書面もしくはインターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② 書面とインターネット等による議決権行使が重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 書面とインターネット等による議決権行使が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ◎ 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。代理人にご出席される際は、代理権を証明する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.hokkaido-gas.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、監査役が監査した事業報告、ならびに監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①、②および③の事項となります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

スマートフォンでQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

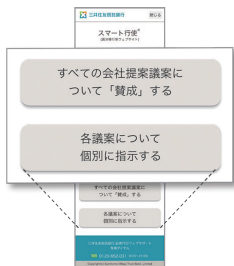
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関するパソコン等の
操作方法がご不明な場合

上記以外の場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

以上

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

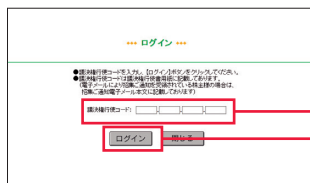
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

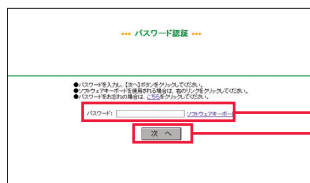
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を
入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を
入力

「次へ」を
クリック

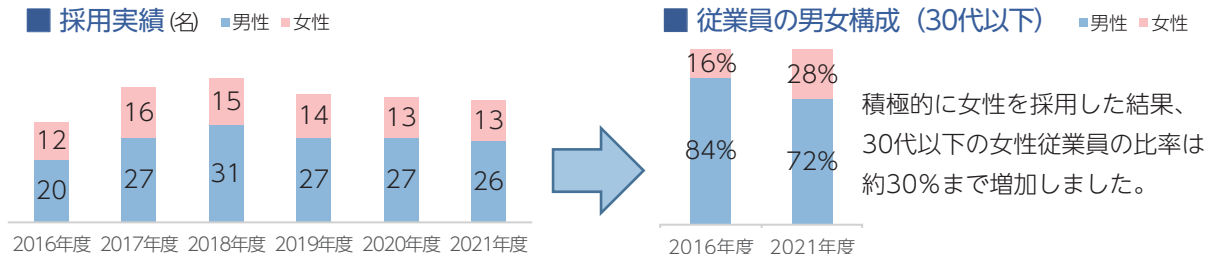
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

取り組みの紹介

～ 女性が活躍できる働きやすい職場づくりを進めています ～

近年、少子高齢化等により労働力人口が減少する中、女性・高齢者など多様な人材の活用が今後も重要となります。当社においては2016年に65歳までの定年延長制度を導入するなど、高齢者の活用に取り組んでおりますが、あわせて、女性を積極的に採用するとともに、女性が活躍できる職場づくりに取り組んでおります。

女性採用の拡大



女性活躍の紹介

女性従業員は、営業や企画に限らず、過去においては男性職場と言われていた工事・メンテナンス・LNG基地運営など、様々なフィールドで活躍しています。



■ 都市開発事業に携わり、新しい街の誕生が楽しみに

病院やホテルなど7棟の建物が新設される新さっぽろ駅周辺地区都市開発事業内のエネルギーセンターのシステム設計、工事監理等を入社4年目の女性従業員が担当し、活躍しています。

「新しい街づくりにゼロから参加するのは貴重な経験で、責任とやりがいの両方を日々感じています。ここに新しい街が誕生することを想像するとわくわくします。仕事の幅を広げるために、先輩たちの知識を吸収し、活躍していきたいと思っています。」(本人談)

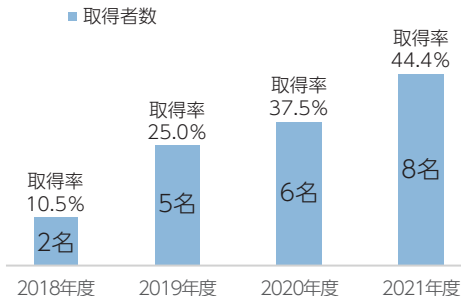


男性の育児休業取得の促進

当社において女性従業員の育児休業取得率は以前より100%で推移しております。一方、少子高齢化対策の一つである男性の育児休業は取得が進んでおりませんでした。そこで、2015年度より子どもの産まれた男性従業員を対象に、育児や休業に対する不安の解消やキャリア形成のための面談を実施するなど、育児休業を取得しやすい環境整備を進めてきました。

その結果、現在は取得対象の男性従業員の約半数が取得するまでとなり、一年間休業し育児に専念するケースが出るなど、男性従業員の育児休業取得は着実に進んでおります。これにより、女性の早期社会復帰やキャリア形成を後押しする環境が整いつつあります。

■ 男性の育児休業取得状況



育児支援制度の拡充

当社グループ従業員を対象とし、以下のような独自の支援制度を整備しております。

- 出産一時金（子1人につき50万円）の支給
- 不妊治療費の助成
- 不妊治療のための休暇制度
- 専門医による不妊・婦人科相談窓口の設置 等



「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けています。

これからも当社グループは、女性が活躍できる環境整備や職場づくりに努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、これらの取り組みをはじめ様々ご意見をいただきたく存じます。お気軽に下記フォームよりご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

北海道ガス IRについてのご意見 検索



事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

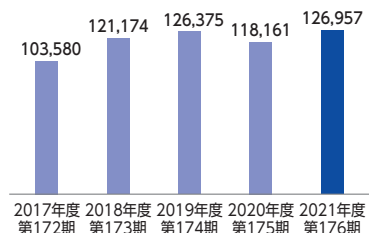
1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループの事業活動は、新型コロナウイルスの感染拡大やその長期化等により、先行き不透明な状況が続きました。また、エネルギーの自由化による競争が一層厳しさを増す中、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素社会を目指す動きが更に加速するなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は2期ぶりの増収、8期連続の増益となりました。連結売上高につきましては、都市ガス販売量およびLNG販売量の増加に加え、原料費調整制度による販売単価の上昇等により、前連結会計年度に比べ7.4%増の126,957百万円となりました。また、経常利益は、ガス販売量の増加等により、同33.8%増の7,303百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等を計上した結果、同22.1%増の5,237百万円となりました。なお、連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高を更新しました。以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

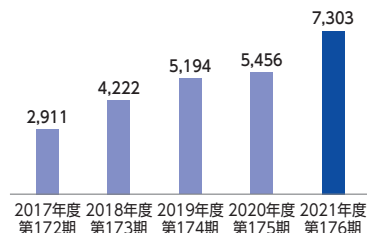
連結売上高

(百万円)



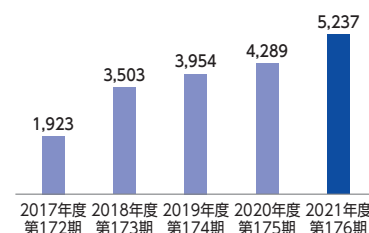
連結経常利益

(百万円)

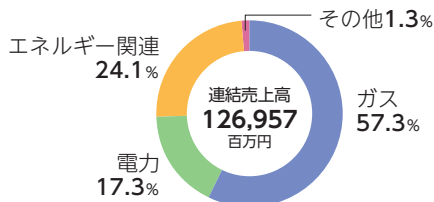


親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



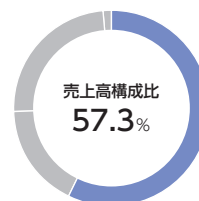
連結売上高の構成比



当社グループの事業区分は、「ガス」「電力」「エネルギー関連」「その他」で構成されております。

電力事業については、2016年度の新規参入以降、家庭用を中心にお客さま件数が着実に増加しており、当社事業の柱の一つに成長しております。

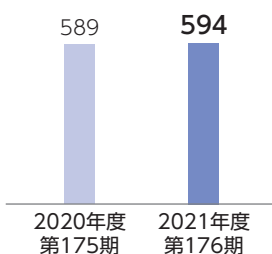
※連結売上高には、事業間の売上高を含んでおりません。



ガス 都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売

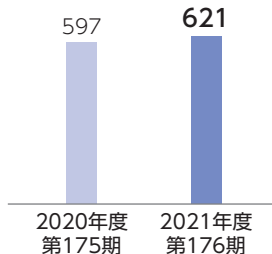
お客さま件数

(千件) (取付メーター件数)



都市ガス販売量

(百万m³)



■お客さま件数 (取付メーター件数)

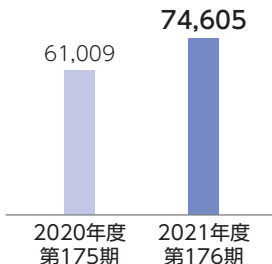
新設件数が7期連続で1万件を超えるなど、家庭用を中心に新設件数が撤去件数を上回ったことにより、前連結会計年度末に比べ0.8%増加し、同4,640件増の594,604件となりました。

■都市ガス販売量

家庭用は、お客さま件数の増加等により、同1.0%増の221百万m³となりました。業務用は、新型コロナウイルス感染症による販売量への影響が軽減したことに加え、空調の稼働率が向上したこと等により、同4.4%増の381百万m³となり、他のガス事業者向け卸供給を含めた総販売量は、同4.0%増の621百万m³となりました。

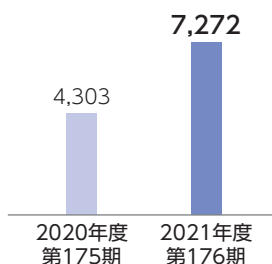
売上高

(百万円)



利益

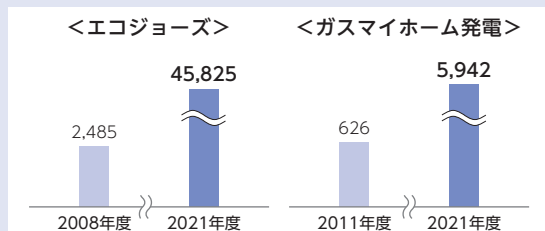
(百万円)



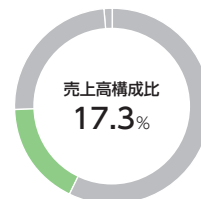
■売上高・利益

売上高は、都市ガス・LNGともに販売量が増加したことに加え、原料費調整制度による販売単価の上昇により、同22.3%増の74,605百万円となりました。セグメント利益は、ガス販売量の増加等により、同69.0%増の7,272百万円となりました。

エコジョーズ・ガスマイホーム発電の累計設置件数



家庭用の新設のお客さまの多くに、給湯、暖房、発電等、幅広い用途でガスをご利用いただいております。特に省エネ型ガス給湯暖房機「エコジョーズ」は、戸建住宅への累計設置件数が4万5千件を超えました。また、ガスマイホーム発電においても2011年度の「コレモ」「エネファーム」の販売開始以降、設置件数が着実に増加しています。

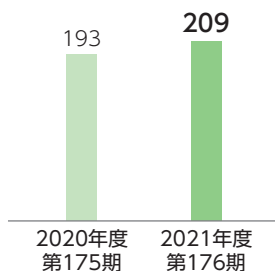


電力

電力の製造・供給および販売

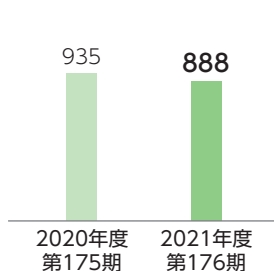
お客さま件数

(千件)



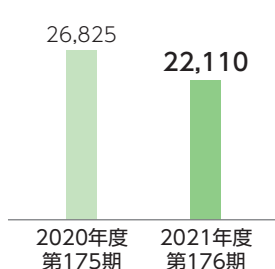
電力販売量

(百万 kWh)



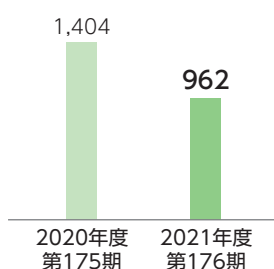
売上高

(百万円)



利益

(百万円)



■お客さま件数

WEBマーケティング等のデジタルを活用した営業活動等により、家庭用のお客さま件数が着実に増加した結果、前連結会計年度末に比べ8.3%増加し、同16,134件増の209,767件となりました。

■電力販売量

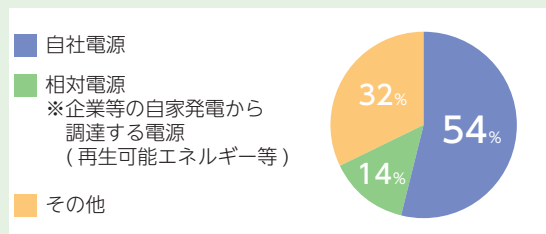
お客さま件数の増加等により、低圧の販売量が増加したものの、高圧の販売量や電力市場への卸売が減少したこと等により、同5.0%減の888百万kWhとなりました。

■売上高・利益

売上高は、高圧の販売量や電力市場への卸売の減少に加え、新会計基準の適用等により、同17.6%減の22,110百万円となりました。

セグメント利益は、電力市場価格の上昇の影響を受け、同31.5%減の962百万円となりました。

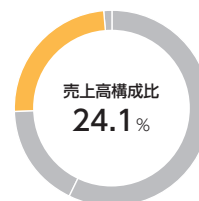
当社の電源構成比



自社電源の割合は54%となっており、高効率ガス発電の「北ガス石狩発電所」「北ガス札幌発電所」に加え、太陽光発電や木質バイオマス発電等で構成されております。当期は太陽光発電に加え、風力発電を取得するなど、自社電源の整備を積極的に進めております。今後も高効率で環境にやさしい電源構成を目指してまいります。

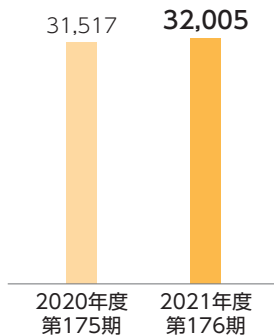
エネルギー関連

LPGの供給および販売、冷温熱の製造・供給および販売、ガス機器販売および工事等



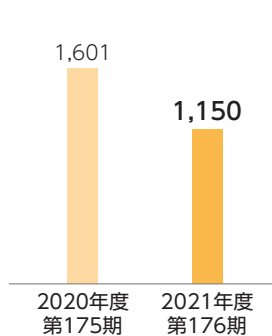
売上高

(百万円)



利益

(百万円)



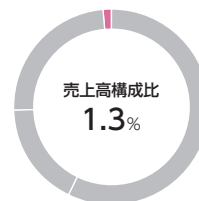
■売上高・利益

売上高は、原料費調整制度による販売単価の上昇等によりLPG事業が増収となったことや、熱供給事業におけるオフィスビルや商業施設等への販売量の増加等により、前連結会計年度に比べ1.5%増の32,005百万円となりました。

セグメント利益は、LPG事業の原料価格上昇の影響等により、同28.1%減の1,150百万円となりました。

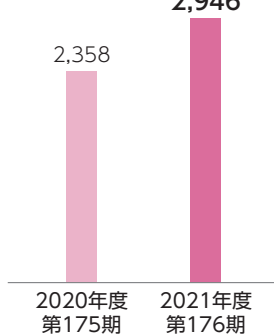
その他

水道検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売



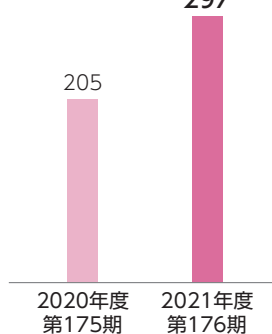
売上高

(百万円)



利益

(百万円)



■売上高・利益

売上高は、ITサービス事業の増収等により、前連結会計年度に比べ24.9%増の2,946百万円となりました。

セグメント利益は、同45.3%増の297百万円となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資総額は、前連結会計年度に比べ952百万円増加し、12,079百万円となりました。主な投資には導管6,672百万円、新さっぽろエネルギーセンターへの投資1,820百万円があります。

		2017年度 第172期	2018年度 第173期	2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期 (当期)
製造設備 (LNG基地・工場等)	(百万円)	817	1,752	1,218	796	159
供給設備 (ガス導管等)	(百万円)	6,249	5,927	6,658	6,570	7,048
業務設備 (社屋修繕等)	(百万円)	1,499	1,881	2,747	405	533
附帯設備 (熱供給・電力・LPG等)	(百万円)	8,319	8,134	3,583	2,910	3,756
無形固定資産 (ソフトウェア等)	(百万円)	760	852	710	446	583
合計	(百万円)	17,644	18,546	14,916	11,127	12,079

3. 資金調達の状況

当期の設備投資は自己資金を充当したため、借入または社債発行などによる資金調達は行っておりません。

なお、借入金等の返済が進んだことにより、連結有利子負債の残高は、前連結会計年度末に比べ3,464百万円減少し、70,199百万円となりました。

4. 対処すべき課題

エネルギーの自由化による競争が激化する中、2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）に向けた取り組みに加え、長期化する新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ危機等の国際情勢による社会・経済への影響など、当社を取り巻く環境は大きく変化し、また、不透明さを増しております。

このような中、2050年以降のカーボンニュートラル時代を展望しつつ2030年を中間点と位置付けたグループ経営計画「Challenge2030」を策定いたしました。

天然ガスのより一層の普及拡大を図り、ガスマイホーム発電や再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消の推進等により分散型社会を形成するとともに、省エネを基盤としてあらゆる手段と可能性を追求することで、脱炭素社会への備えを進めてまいります。

また、事業に関するあらゆる情報を繋ぐ情報プラットフォーム基盤を構築し、グループ全体の事業プロセスの抜本的な改革を進めてまいります。需要側の情報を活用して省エネの定量化と価値化を図るなど、総合エネルギーサービス事業を進化させることで、量の拡大だけに依存しない価値創造型の事業基盤を構築します。

加えて、地方自治体等との連携により、地域資源の活用等にグループの総力をあげて取り組み、全道への展開と新たな事業の可能性を追求してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※詳細につきましては、6月29日（水）17時より当社ウェブサイトにて配信予定の株主総会当日の様態をご覧ください。
（ウェブサイトのQRコードは、表紙裏面の「インターネットによる株主総会の動画配信のご案内」に掲載しております。）

5. 財産および損益の状況

区 分	2017年度 第172期	2018年度 第173期	2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期 (当期)
売上高 (百万円)	103,580	121,174	126,375	118,161	126,957
経常利益 (百万円)	2,911	4,222	5,194	5,456	7,303
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,923	3,503	3,954	4,289	5,237
1株当たり当期純利益 (円)	22.11	198.95	224.58	243.59	297.39
総資産 (百万円)	147,199	149,566	150,345	151,223	160,433
純資産 (百万円)	44,644	46,910	50,411	54,234	59,195

- (注) 1. 2018年10月1日付で、当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行っております。第173期の1株当たり当期純利益については、第173期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第173期より適用しており、第172期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北ガスジェネックス株式会社	80 <small>百万円</small>	100.0 %	LPGの供給および販売、石油製品の販売等
北ガスサービス株式会社	46	100.0	検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売等
北ガスジープレックス株式会社	300	100.0	ガス工事、エネルギー設備工事等
株式会社エナジーソリューション	350	100.0	エネルギーサービス事業等
株式会社北海道熱供給公社	3,025	78.5	冷温熱・電力の製造・供給および販売
北海道LNG株式会社	2,000	70.0	LNGの卸売・出荷・輸送およびLNG基地設備の賃貸等
北ガスフレアスト株式会社	23	100.0	ガス機器販売および付帯設備工事の設計・施工等

7. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売
電力	電力の製造・供給および販売
エネルギー関連	LPGの供給および販売、ガス機器・ガス設備の販売・貸付けおよびこれに関連する工事ならびにガス工事、エネルギー設備工事、冷温熱の製造・供給および販売等
その他	水道検針、ビジネスサポート事業（建物管理、保険代理業、自動車販売等）、システム機器の販売

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社

名称	所在地
本社	札幌市東区
小樽支店	小樽市入船
函館支店	函館市万代町
千歳支店	千歳市清水町
北見支店	北見市
石狩LNG基地	石狩市新港中央
函館みなと工場	函館市港町
北見工場	北見市中ノ島町

(2) 子会社

名称	所在地
北ガスジェネックス株式会社	札幌市東区
北ガスサービス株式会社	札幌市東区
北ガスジープレックス株式会社	札幌市白石区
株式会社エナジーソリューション	札幌市東区
株式会社北海道熱供給公社	札幌市東区
北海道LNG株式会社	札幌市東区
北ガスフレアスト株式会社	札幌市豊平区

9. 使用人の状況

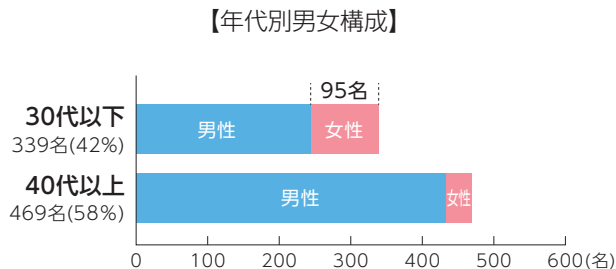
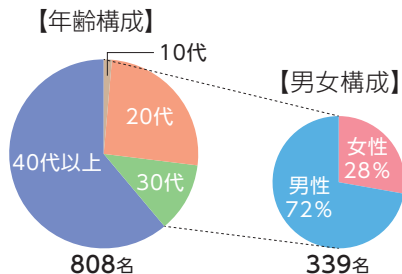
当社グループの状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ガス	696名	+ 6名
電力	63名	+ 2名
エネルギー関連	561名	+ 20名
その他	50名	- 5名
全社（共通）	89名	+ 11名
合計	1,459名	+ 34名

- (注) 1. 上記は常勤の従業員数について記載しております。
 2. 上記のほかに臨時従業員607名がおります。
 3. 全社（共通）は、総務および経理等の一般管理部門の従業員であります。

<ご参考> 当社社員（北海道ガス）の年齢構成および年代別男女構成（2022年3月31日現在）

積極的な新卒採用や女性採用の拡大により、30代以下の従業員数は約4割を占めており、そのうち約3割が女性社員となっております。



10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	5,295百万円
株式会社北海道銀行	4,541百万円
北海道信用農業協同組合連合会	3,957百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,049百万円
株式会社みずほ銀行	3,028百万円

2 会社の現況に関する事項

1. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

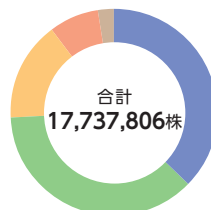
(2) 発行済株式の総数 17,737,806株
(自己株式126,300株を含む)

(3) 株主数 8,726名
(前期末比 +1,385名)

※株主数は過去最多となりました。

(4) 大株主（上位10名）

【所有者別分布状況】



所有者別	比率	前期末比
個人その他	37.36%	(+3.05%)
金融機関	37.00%	(-4.04%)
その他法人等	15.38%	(+0.24%)
外国法人等	7.87%	(+0.64%)
証券会社	2.37%	(+0.10%)

「個人その他」では前期末に比べ、株式数の比率が約3%増加するとともに、株主数は1,350名増の8,420名となりました。

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,343千株	7.62%
東京瓦斯株式会社	854	4.85
日本生命保険相互会社	686	3.89
株式会社北海道銀行	685	3.89
株式会社北洋銀行	685	3.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	632	3.59
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	525	2.98
北海道瓦斯従業員持株会	523	2.97
北海道信用農業協同組合連合会	495	2.81
札幌市	448	2.54

(注) 大株主の株主名および持株数は、株主名簿に基づき記載しており、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

当社役員および当社使用人等に対し職務執行の対価として発行済の新株予約権（ストックオプション）の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権の数(交付者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権1個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	執行役員等	合計		発行価額	行使価額	
第1回新株予約権 (2015年4月28日)	219個 (6名)	240個 (10名)	459個 (16名)	当社普通株式 9,180株	21,700円	20円	2017年5月14日から 2032年5月13日まで
第2回新株予約権 (2016年4月28日)	234個 (6名)	198個 (9名)	432個 (15名)	当社普通株式 8,640株	20,900円	20円	2018年5月14日から 2033年5月13日まで
第3回新株予約権 (2017年4月28日)	229個 (6名)	198個 (9名)	427個 (15名)	当社普通株式 8,540株	20,600円	20円	2019年5月16日から 2034年5月15日まで
第4回新株予約権 (2018年4月27日)	187個 (6名)	171個 (9名)	358個 (15名)	当社普通株式 7,160株	23,300円	20円	2020年5月15日から 2035年5月14日まで
第5回新株予約権 (2019年4月26日)	201個 (6名)	220個 (11名)	421個 (17名)	当社普通株式 8,420株	21,660円	20円	2021年5月14日から 2036年5月13日まで
第6回新株予約権 (2020年4月30日)	194個 (6名)	200個 (10名)	394個 (16名)	当社普通株式 7,880株	23,300円	20円	2022年5月16日から 2037年5月15日まで
第7回新株予約権 (2021年4月28日)	294個 (6名)	311個 (10名)	605個 (16名)	当社普通株式 12,100株	22,400円	20円	2023年5月14日から 2038年5月13日まで

- (注) 1. 株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は調整されており、1個当たり100株から20株に変更となっております。同様に、新株予約権1個当たりの行使価額も調整されております。
 2. 当社は新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。
 3. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

(1) 当事業年度の末日において当社役員および当社使用人等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回次	新株予約権の数(保有者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権1個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	執行役員等	合計		発行価額	行使価額	
第1回新株予約権	98個 (4名)	133個 (6名)	231個 (10名)	当社普通株式 4,620株	21,700円	20円	2017年5月14日から 2032年5月13日まで
第2回新株予約権	148個 (6名)	170個 (7名)	318個 (13名)	当社普通株式 6,360株	20,900円	20円	2018年5月14日から 2033年5月13日まで
第3回新株予約権	146個 (6名)	168個 (7名)	314個 (13名)	当社普通株式 6,280株	20,600円	20円	2019年5月16日から 2034年5月15日まで
第4回新株予約権	173個 (6名)	185個 (9名)	358個 (15名)	当社普通株式 7,160株	23,300円	20円	2020年5月15日から 2035年5月14日まで
第5回新株予約権	185個 (6名)	216個 (10名)	401個 (16名)	当社普通株式 8,020株	21,660円	20円	2021年5月14日から 2036年5月13日まで
第6回新株予約権	187個 (6名)	207個 (10名)	394個 (16名)	当社普通株式 7,880株	23,300円	20円	2022年5月16日から 2037年5月15日まで
第7回新株予約権	294個 (6名)	311個 (10名)	605個 (16名)	当社普通株式 12,100株	22,400円	20円	2023年5月14日から 2038年5月13日まで

- (注) 1. 株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は調整されており、1個当たり100株から20株に変更となっております。同様に、新株予約権1個当たりの行使価額も調整されております。
 2. 取締役の新株予約権の個数および保有者数には、取締役として在任中に交付された監査役1名分（第1回28個、第2回30個、第3回29個）を含んでおります。
 3. 第1回新株予約権の個数は交付時より228個減少（退職4名による減少分139個、権利行使2名による減少分89個）、第2回新株予約権の個数は交付時より114個減少（退職1名による減少分49個、権利行使1名による減少分65個）、第3回新株予約権の個数は交付時より113個減少（退職1名による減少分49個、権利行使1名による減少分64個）、第5回新株予約権の個数は交付時より20個減少（退職1名分）してあります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

上記「発行済の新株予約権（ストックオプション）の概要」に記載の第7回新株予約権のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 槻 博	社長執行役員 監査部・リスク管理担当	
取締役	土 谷 浩 昭	常務執行役員 技術開発研究所・人材開発センター担当	
取締役	末 長 守 人	常務執行役員 総務人事部担当 総務人事部長	北ガスサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	井 澤 文 俊	常務執行役員 経営企画本部長	北海道LNG株式会社 代表取締役社長
取締役	前 谷 浩 樹	常務執行役員 生産供給本部長 デジタルトランスフォーメーション・構造 改革推進部担当	
取締役	金 沢 明 法	常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	
社外取締役	中 上 英 俊		株式会社住環境計画研究所 代表取締役会長
社外取締役	岡 田 美 弥 子		北海道大学大学院経済学研究院 教授
監査役 (常勤)	堤 信 之		
社外監査役 (常勤)	鈴 木 貴 博		
社外監査役	井 上 唯 文		
社外監査役	綿 貫 泰 之		北海道旅客鉄道株式会社 取締役副社長

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第175回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役の小山俊幸氏は退任し、その補欠として綿貫泰之氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
3. 鈴木貴博氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、中上英俊氏、岡田美弥子氏、鈴木貴博氏、井上唯文氏および綿貫泰之氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。
5. 2022年4月1日現在の執行役員体制は19ページのとおりであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本契約は1年毎に契約更新しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社取締役および監査役全員

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補償します。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動の要素を取り入れた株式報酬により構成します。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬はストックオプションとし、事業年度ごとの業績に対する意識を高めるため役位に応じて設定した基準額に基づき、業績指標等を反映して個数を算定し、毎年一定の時期に割り当てます。

c. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安について、非金銭報酬は10%以内とします。(業績指標100%達成の場合)

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。また、非金銭報酬は、代表取締役社長の提案を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	159 (16)	154 (16)	5 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	51 (33)	51 (33)	- (-)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	211 (50)	206 (50)	5 (-)	13 (6)

- (注) 1. 上記の人数および金額には、2021年6月25日開催の第175回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名分を含んでおります。
2. 非金銭報酬の内容はストックオプションとして付与した新株予約権であり、割当ての際の条件等および当事業年度における交付状況は、17ページの「①b. 非金銭報酬等に関する方針」および15ページの「2. 新株予約権等に関する事項 当社役員および当社使用人等に対し職務執行の対価として発行済の新株予約権 (ストックオプション) の概要」に記載しております。
3. 非金銭報酬の金額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額 (取締役5百万円) であります。
4. 役員の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、取締役は、年額3億円以内、監査役は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名 (うち、社外取締役2名)、監査役の員数は5名 (うち、社外監査役3名) です。また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、取締役に対し前記金銭報酬限度額の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の割当 (社外取締役は対象外) を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名 (うち、社外取締役2名) です。
5. 取締役会は、代表取締役社長大槻 博氏に対し各取締役の金銭報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知しており、総合的に各取締役の金銭報酬額を決定できると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

役員区分	氏名	取締役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
			監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	中 上 英 俊	12/12回 (100%)		取締役会では、エネルギー・環境分野に関する専門的な知識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
	岡 田 美弥子	12/12回 (100%)		取締役会では、経営学の方針に関する専門的な知識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役	鈴 木 貴 博	12/12回 (100%)	13/13回 (100%)	金融業務で培われた財務リスクに関する高い見識から適宜客観的な発言を行っております。
	井 上 唯 文	11/12回 (91%)	12/13回 (92%)	地域社会・経済に関する高い見識から適宜客観的な発言を行っております。
	綿 貫 泰 之	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	企業経営に関する高い見識から適宜客観的な発言を行っております。

(注) 綿貫泰之氏については、就任後の状況を記載しております。

(ご参考) 当社では、取締役会の意思決定・監督機能を強化し、併せて業務執行機能の強化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりであります。

社長執行役員	大 槻 博	監査部・リスク管理担当	執行役員	山 岸 泰	設備技術サービス事業部長 設備技術サービス部長
常務執行役員	土 谷 浩 昭	産学連携推進担当	執行役員	栗 田 哲 也	エネルギーシステム部長
常務執行役員	井 澤 文 俊	経営企画本部長 北海道LNG株式会社 代表取締役社長	執行役員	後 藤 隆 一 郎	フレアスト事業担当 フレアスト事業担当部長 北ガスフレアスト株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	前 谷 浩 樹	生産供給本部長 供給事業部長 技術開発研究所・人材開発センター 担当	執行役員	高 橋 憲 司	函館支店長
常務執行役員	金 沢 明 法	エネルギーサービス事業本部長	執行役員	今 城 忠 宣	第一営業部長
常務執行役員	八 木 涉	総務人事部担当 総務人事部長 北ガスサービス株式会社 代表取締役社長	執行役員	梅 村 卓 司	北ガスジェネックス株式会社 代表取締役社長
執行役員	近 藤 清 隆	株式会社北海道熱供給公社 代表取締役社長 株式会社エナジーソリューション 代表取締役社長	執行役員	川 村 智 郷	デジタルトランスフォーメーション ・構造改革推進本部長 デジタルトランスフォーメーション ・構造改革推進部長
執行役員	大 関 伸 二	北ガスジープレックス株式会社 代表取締役社長	執行役員	澁 谷 聡	生産事業部長 石狩LNG基地所長
			執行役員	宮 本 伸 司	監査部長

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
28百万円
- ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額（①の金額を含む）
42百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告聴取を通じて、監査計画の内容や従前からの職務執行状況の妥当性・適切性を確認し、報酬見積りの算出根拠など精査・検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
 3. 上記②の対象となる子会社は、株式会社北海道熱供給公社および北海道LNG株式会社の2社であります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ガス事業託送収支計算規則に基づく証明書発行業務および子会社に対する各コンサルティング業務を、非監査業務として委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選考基準としております。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、前記の選考基準に照らし、監査役会にて審議のうえ、適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等につきましては、下記「配当の推移」のとおり継続的かつ安定的に配当を行うことを基本とし、連結配当性向が30%を下回らないことを当面の基準としてまいりました。

一方、将来への成長投資として、情報プラットフォーム基盤整備、再生可能エネルギーの導入拡大、技術開発等継続的な投資が求められ、加えて昨今の世界の政治経済の状況から、有利子負債の削減等も急がれるところがあります。

したがって、連結配当性向につきましては、30%を目標水準とし、引き続き株主さまへの適切な利益還元に努めてまいります。

このような方針のもと、当事業年度における剰余金の配当につきましては、一株につき30円の間配当（内5円は創立110周年記念配当）を実施するとともに、期末配当につきましては、一株につき30円と決定いたしました。これにより、年間配当につきましては、創立110周年記念配当を含め前事業年度と比べ10円増配の、一株につき60円となります。

- (注) 1. 第162回定時株主総会の決議により、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。
2. 中間配当については昨年10月29日開催の取締役会、期末配当については本年5月27日開催の取締役会においてそれぞれ決議いたしました。

配当の推移

	2017年度 第172期	2018年度 第173期	2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期 (当期)
中間配当	20円	22.5円	25円	25円	30円
期末配当	20円	22.5円	25円	25円	30円
年間配当	40円	45円	50円	50円	60円

※当社は2018年10月1日付で、当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。上記の各年度における配当は、当該株式併合後に換算しております。

本事業報告に記載の金額および株式に関する事項等につきましては、記載した数値未満の端数がある場合、原則としてこれを切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	124,775,685	固定負債	66,278,047
有形固定資産	110,152,657	社債	39,000,000
製造設備	19,255,759	長期借入金	17,610,442
供給設備	39,791,670	再評価に係る繰延税金負債	553,437
業務設備	11,530,863	退職給付に係る負債	4,661,888
その他の設備	35,319,453	ガスホルダー修繕引当金	73,706
建設仮勘定	4,254,909	保安対策引当金	1,027,916
無形固定資産	1,910,273	器具保証引当金	427,057
その他	1,910,273	熱供給事業設備修繕引当金	194,662
投資その他の資産	12,712,753	リース債務	1,898,842
投資有価証券	6,597,939	その他	830,094
退職給付に係る資産	954,585	流動負債	34,959,848
繰延税金資産	1,811,265	1年以内に期限到来の固定負債	11,705,076
その他	3,360,205	支払手形及び買掛金	10,049,728
貸倒引当金	△11,243	その他	13,205,044
流動資産	35,657,670	負債合計	101,237,895
現金及び預金	9,565,657	(純資産の部)	
受取手形、売掛金及び契約資産	14,764,558	株主資本	54,527,383
商品及び製品	448,141	資本金	7,515,830
原材料及び貯蔵品	6,647,919	資本剰余金	5,256,569
その他	4,273,186	利益剰余金	41,924,303
貸倒引当金	△41,793	自己株式	△169,320
資産合計	160,433,355	その他の包括利益累計額	2,538,379
		その他有価証券評価差額金	2,402,674
		土地再評価差額金	248,687
		退職給付に係る調整累計額	△112,983
		新株予約権	52,568
		非支配株主持分	2,077,128
		純資産合計	59,195,459
		負債純資産合計	160,433,355

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		126,957,975
売上原価		89,953,710
売上総利益		37,004,264
供給販売費及び一般管理費		29,950,537
営業利益		7,053,726
営業外収益		
受取利息	15,633	
受取配当金	140,747	
持分法による投資利益	97,964	
受取賃貸料	271,783	
その他	250,086	
		776,215
営業外費用		
支払利息	309,529	
出向社員費用	108,122	
その他	108,550	
		526,203
経常利益		7,303,739
税金等調整前当期純利益		7,303,739
法人税、住民税及び事業税	2,302,583	
法人税等調整額	△269,885	
		2,032,698
当期純利益		5,271,041
非支配株主に帰属する当期純利益		33,792
親会社株主に帰属する当期純利益		5,237,248

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
固定資産	107,498,424
有形固定資産	88,150,511
製造設備	16,209,997
供給設備	41,307,836
業務設備	11,140,544
附帯事業設備	15,805,549
建設仮勘定	3,686,582
無形固定資産	1,721,928
その他無形固定資産	1,721,928
投資その他の資産	17,625,984
投資有価証券	5,533,609
関係会社投資	5,891,530
関係会社長期貸付金	3,126,960
長期前払費用	604,631
前払年金費用	925,448
繰延税金資産	890,294
その他投資	656,577
貸倒引当金	△3,067
流動資産	35,126,165
現金及び預金	8,014,006
受取手形	154,403
売掛金	10,563,193
関係会社売掛金	1,791,393
未収入金	901,372
製品	28,845
原料	6,030,602
貯蔵品	526,944
前払費用	498,438
関係会社短期債権	4,512,777
その他流動資産	2,138,882
貸倒引当金	△34,694
資産合計	142,624,589

科目	金額
(負債の部)	
固定負債	62,175,340
社債	39,000,000
長期借入金	17,271,048
再評価に係る繰延税金負債	553,437
退職給付引当金	3,348,970
資産除去債務	123,653
ガスホルダー修繕引当金	73,706
保安対策引当金	1,027,916
器具保証引当金	427,057
その他固定負債	349,550
流動負債	34,381,145
1年以内に期限到来の固定負債	11,297,108
買掛金	7,852,427
未払金	2,338,108
未払費用	3,312,672
未払法人税等	1,872,470
前受金	1,143,916
預り金	72,121
関係会社短期債務	5,179,728
工事損失引当金	79,197
固定資産撤去損失引当金	30,000
その他流動負債	1,203,393
負債合計	96,556,485
(純資産の部)	
株主資本	43,365,281
資本金	7,515,830
資本剰余金	5,275,595
資本準備金	5,275,595
利益剰余金	30,743,176
利益準備金	775,775
その他利益剰余金	29,967,401
別途積立金	13,600,000
繰越利益剰余金	16,367,401
自己株式	△169,320
評価・換算差額等	2,650,254
その他有価証券評価差額金	2,401,566
土地再評価差額金	248,687
新株予約権	52,568
純資産合計	46,068,104
負債純資産合計	142,624,589

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
ガス事業売上高		
ガス売上	61,502,088	
事業者間精算収益	122,085	61,624,173
売上原価		
期首たな卸高	275,437	
当期製品製造原価	36,131,916	
当期製品自家使用高	1,520,711	
期末たな卸高	288,829	34,597,813
売上総利益		27,026,360
供給販売費	21,549,094	
一般管理費	2,621,521	24,170,616
事業利益		2,855,744
営業雑収益		
受注工事収益	2,721,974	
その他営業雑収益	7,338,283	10,060,257
営業雑費用		
受注工事費用	2,666,726	
その他営業雑費用	6,751,080	9,417,806
附帯事業収益		35,392,223
附帯事業費用		33,118,940
営業利益		5,771,478
営業外収益		
受取利息	50,213	
受取配当金	152,569	
受取賃貸料	320,141	
雑収入	211,614	734,539
営業外費用		
支払利息	130,993	
社債利息	183,135	
出向社員費用	187,737	
雑支出	42,718	544,584
経常利益		5,961,433
税引前当期純利益		5,961,433
法人税等	1,929,630	
法人税等調整額	△329,155	1,600,474
当期純利益		4,360,958

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 川崎 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 川崎 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第176期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を調査いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

北海道瓦斯株式会社 監査役会

監査役(常勤) 堤 信 之 ㊟

社外監査役(常勤) 鈴木 貴 博 ㊟

社 外 監 査 役 井 上 唯 文 ㊟

社 外 監 査 役 綿 貫 泰 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営の柔軟性を確保するため、株主総会の招集権者および議長を、取締役会長または取締役社長に変更するものです。
- (2) 2019年の会社法改正に伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものです。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知の様式について、電磁的方法等による通知を可能とすべく、書面に限定した当該内容を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役会長</u>または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>および<u>取締役社長のいずれにも</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款

変 更 案

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提出したものとみなすことができる。

< 新 設 >

(議決権の代理行使等)

第17条 株主は、本公司の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本公司に提出しなければならない。

2. 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知方法は、書面により行うこととする。

< 削 除 >

(電子提供措置等)

第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使等)

第17条 株主は、本公司の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本公司に提出しなければならない。

< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	再任	おおつき 大槻 博	代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当	11回／12回 (91%)
2	再任	つちや 土谷 浩昭	取締役 常務執行役員 産学連携推進担当	11回／12回 (91%)
3	再任	いざわ 井澤 文俊	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	12回／12回 (100%)
4	再任	まえや 前谷 浩樹	取締役 常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 技術開発研究所・人材開発センター担当	12回／12回 (100%)
5	再任	かなざわ 金沢 明法	取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	12回／12回 (100%)
6	新任	かわむら 川村 智郷	執行役員 デジタルトランスフォーメーション・構造 改革推進本部長 デジタルトランスフォーメーション・構造 改革推進部長	
7	再任 社外 独立	おかだみやこ 岡田美弥子	社外取締役	12回／12回 (100%)
8	新任 社外 独立	こいそ 小磯 修二		

(注) 取締役会出席状況は、「取締役会出席回数／当事業年度における在任中の取締役会開催回数」となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>おおつき ひろし 大槻 博 (1949年7月11日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 11回/12回 (91%)</p>	<p>1972年10月 当社入社 1998年6月 同取締役 2000年6月 同常務取締役 2002年6月 同代表取締役副社長 2008年4月 同代表取締役社長 社長執行役員 営業本部長 2015年10月 同代表取締役社長 社長執行役員 エネルギーサービス事業本部長 2021年4月 同代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 (現任)</p>	44,800株
2	<p>つちや ひろあき 土谷 浩昭 (1960年7月25日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 11回/12回 (91%)</p>	<p>1984年4月 当社入社 2006年6月 同人事担当部長 2007年4月 同経営企画担当部長兼料金企画担当部長 2011年4月 同執行役員 営業副本部長 お客さま部長兼営業企画部長 2014年6月 同取締役 常務執行役員 ICT推進部・総務人事部・人材開発センター・内部統制推進室・リスク管理担当 2022年4月 同取締役 常務執行役員 産学連携推進担当 (現任)</p>	10,100株
3	<p>いざわ ふみとし 井澤 文俊 (1964年12月19日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>1988年4月 当社入社 2014年3月 同営業副本部長付 北ガスフレアスト南株式会社出向 北ガスフレアスト南株式会社代表取締役社長 2015年4月 当社執行役員 企画部長 2017年6月 同取締役 常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長 2019年6月 北海道LNG株式会社代表取締役社長 (現任) 2021年4月 当社取締役 常務執行役員 経営企画本部長 (現任)</p>	8,900株
4	<p>まえや ひろき 前谷 浩樹 (1967年8月12日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>1991年4月 当社入社 2014年4月 同エネルギービジョンプロジェクト部長 2015年4月 同執行役員 スマートエネルギーシステム&ネットワーク推進副本部長 兼エネルギービジョンプロジェクト部長 2019年6月 同取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長 2021年4月 同取締役 常務執行役員 生産供給本部長 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部担当 2022年4月 同取締役 常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 技術開発研究所・人材開発センター担当 (現任)</p>	5,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	かな ぎわ あき のり 金 沢 明 法 (1964年8月8日生) 再任 取締役会出席状況 12回/12回 (100%)	1988年4月 当社入社 2008年7月 同監査室長 2012年4月 同千歳支店長 2014年4月 同執行役員 営業企画部長 2017年10月 同執行役員 フレアスト新会社担当 北ガスフレアスト株式会社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長 (現任)	5,800株
6	かわ むら ち さと 川 村 智 郷 (1969年3月9日生) 新任	1992年4月 当社入社 2011年4月 同企画部料金企画グループマネージャー 兼 経営企画グループマネージャー 2017年4月 同エネルギー企画部長 2020年4月 同次世代プラットフォーム検討プロジェクト部長 2021年4月 同執行役員 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長 2022年4月 同執行役員 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長 (現任)	1,300株
7	おか だ み や こ 岡 田 美 弥 子 (1964年7月31日生) 再任 社外 独立 取締役会出席状況 12回/12回 (100%)	2001年4月 北海道大学大学院経済学研究科 講師 2003年4月 同助教授 2007年4月 同准教授 2018年10月 北海道大学大学院経済学研究院 教授 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任)	1,200株
8	こ い そ し ゅ う じ 小 磯 修 二 (1948年5月14日生) 新任 社外 独立	1972年4月 北海道開発庁入庁 1989年4月 北海道開発局国際室長 1999年6月 釧路公立大学教授 地域経済研究センター長 2008年4月 釧路公立大学学長 2012年9月 北海道大学公共政策大学院 特任教授 2017年4月 一般社団法人 地域研究工房 代表理事 (現任) 2020年4月 北海道大学公共政策大学院 客員教授 (現任) 2020年6月 公益社団法人 北海道観光振興機構 会長 (現任)	0株

- (注) 1. 取締役会出席状況は、「取締役会出席回数／当事業年度における在任中の取締役会開催回数」となります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 岡田美弥子氏および小磯修二氏は、社外取締役候補者であります。当社は、岡田氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。なお、岡田氏が選任された場合は引き続き独立役員とする予定であり、小磯氏が選任された場合は、新たに独立役員とする予定です。
4. 岡田美弥子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営学の分野について専門的な知見と豊富な経験を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。同氏は、社外取締役に就くこと以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての業務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 小磯修二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は地域経済・地域振興について専門的な知見と豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての業務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 社外取締役に就任してからの年数は、本総会終了の時をもって岡田美弥子氏は3年であります。
6. 岡田美弥子氏と当社の間では会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、同氏が選任された場合は当該契約を継続する予定であり、小磯修二氏が選任された場合は、新たに当該契約を締結する予定です。なお、両氏との当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、それぞれ法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、17ページに記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

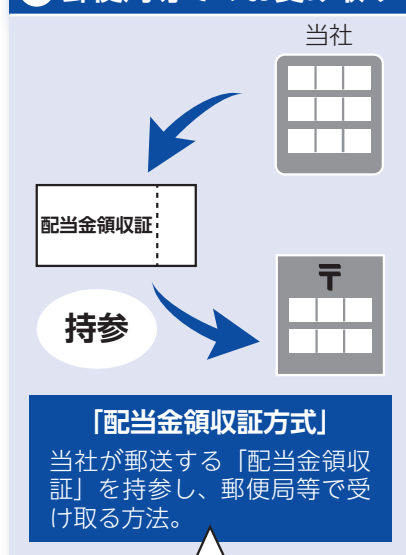
以上

配当金の便利なお受け取り方法のご紹介

配当金のお受け取りには、下記の3つの方法があります。
現在、①の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく確実・安全・簡単な、②または③の方法への変更をおすすめします。

変更のお手続きに関しましては、P.39「**各種ご照会先**」に記載の証券会社等に直接お問い合わせください。

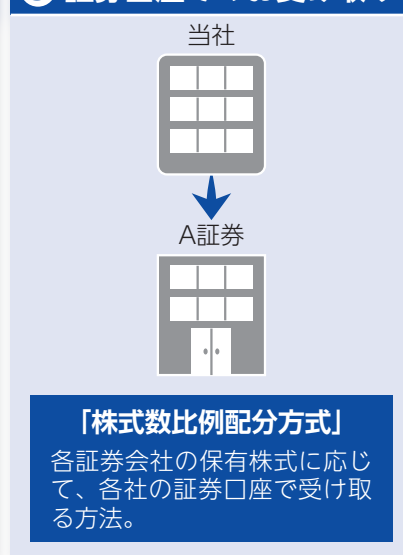
① 郵便局等でお受け取り



② 銀行口座等でお受け取り



③ 証券口座でお受け取り



- ・ 配当金を郵便局等でお受け取りの場合は、「配当金領収証」に記載の受取期間内にお受け取りください。
- ・ 万が一、受取期間を経過した場合または領収証を紛失された場合は、P.39「三井住友信託銀行証券代行部」にお問い合わせください。

◎同封の「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。
ただし、上記③証券口座でのお受け取り（「株式数比例配分方式」）の場合は、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われますので、税額や実際のお受け取り金額等につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主さまにつきましても、配当金の支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

個人投資家さま向けサイトのご案内

北海道ガスのウェブサイトでは、個人投資家さま向けのコーナーを設け、『IR関連情報』や、『株主優待制度』のご案内などをご提供しております。ぜひご覧ください。

詳しい情報は

北海道ガス 個人投資家

検索



<当社個人投資家さま向けサイト>

各種ご照会先

お問い合わせ内容	証券会社に口座をお持ちの株主さま	証券会社等に口座がない場合 (当社の株を特別口座でお持ちの株主さま)
配当金受取方法変更・住所変更等の各種手続き	お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください	三井住友信託銀行 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4 フリーダイヤル0120-782-031 受付時間 (平日9:00 ~ 17:00)
単元未満株式の買取・買増請求		

株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
剰余金の配当の基準日	期末：毎年3月31日 中間：毎年9月30日
株主名簿管理人・特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
公告方法	電子公告により当社ウェブサイトに掲載 (https://www.hokkaido-gas.co.jp/)
上場取引所	東京証券取引所・札幌証券取引所
定時株主総会の決議の結果	金融庁が定める臨時報告書を金融庁の電子開示システムEDINET (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) または、当社ウェブサイト (https://www.hokkaido-gas.co.jp/) に掲載

株主総会会場ご案内



場所

札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北ガスグループ本社ビル 2階



交通アクセス

JR「札幌」駅および地下鉄東豊線「さっぽろ」駅より 徒歩5分
会場には駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用願います。



北のくらし、もっとできること



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。